

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）の公園計画の変更案の概要

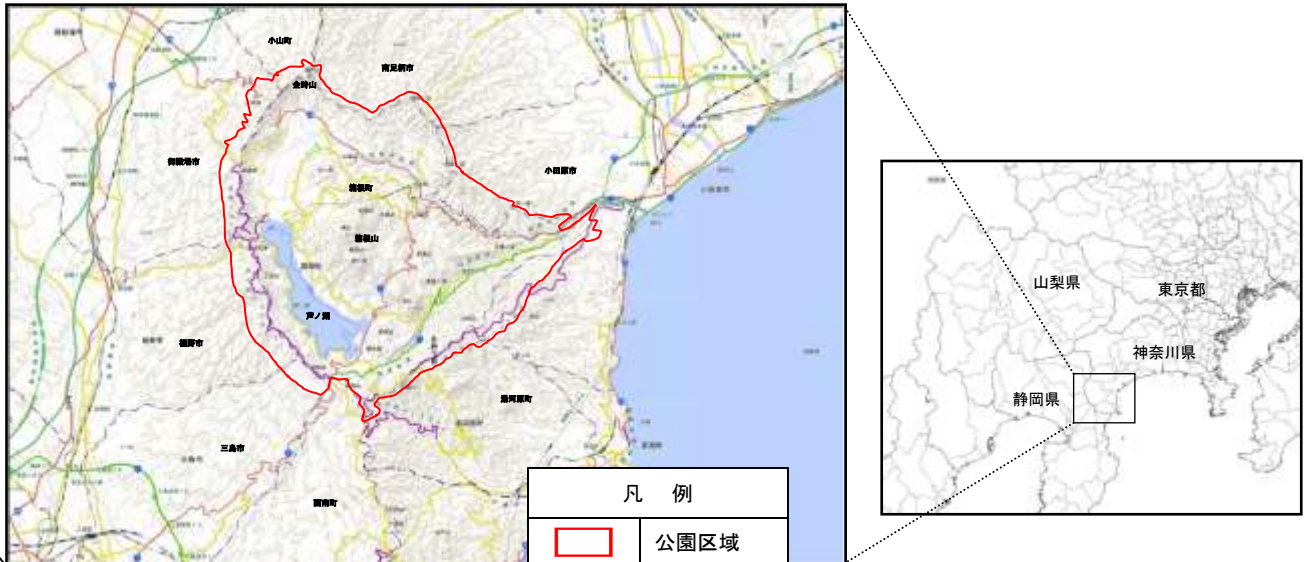
1. 背景

富士箱根伊豆国立公園は、昭和 11 年 2 月 1 日に富士箱根国立公園として指定され、昭和 30 年 3 月 15 日に伊豆半島を追加指定し、富士箱根伊豆国立公園に名称変更されました。

箱根地域は、典型的な複式火山で、複雑な地形を呈し、金時山、浅間山などの旧・新 2 つの外輪山、神山、駒ヶ岳などの中央火口丘、火口原湖の芦ノ湖、火口原の仙石原など各種の火山地形が見られます。また、植物相が豊富で固有種が多く、標高 800m 以上の部分では、ブナなどの自然林が残されており、富士火山帯固有のハコネコメツツジなどの植物が分布しています。当該地域は昭和 13 年に公園区域に編入され、その後昭和 50 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が、昭和 58 年（第 1 次）、平成 2 年（第 2 次）、平成 11 年（第 3 次）及び平成 18 年（第 4 次）に公園計画の点検が行われています。

第 4 次点検以降、7 年が経過し、本地域を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、より一層の景観保護及び適正な利用促進の観点から公園計画の変更（第 5 次点検）を行うものです。

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）



2. 変更案のポイント

- ①仙石原の特別保護地区に隣接し、一体として風致景観が維持されているススキ草原と天然林の適正な保護を図るため、特別地域の変更（格上げ）を行います。
- ②特に利用者の多い湖尻集団施設地区において、利用者の利便性の向上を図り、既存宿舎敷地と隣接したエリアについて一体的な整備が計画できるよう、同集団施設地区の変更拡張を行います。

3. 変更案の詳細

(1) 保護規制計画の変更

○特別保護地区

拡張：仙石原（第2種特別地域からの振替） 13ha

○第1種特別地域

拡張：中央火口丘（第2種特別地域からの振替） 25ha

○第2種特別地域

削除：仙石原（特別保護地区への振替） Δ 13ha

仙石原（第1種特別地域への振替） Δ 5ha

中央火口丘（第1種特別地域への振替） Δ 20ha

(2) 利用施設計画の変更

○集団施設地区

湖尻集団施設地区の拡張 0.4ha